神奈川県電子署名規程

平成18年２月28日  
訓令第２号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成18年８月29日訓令第24号 | 平成19年５月29日訓令第29号 |
|  | 平成20年３月31日訓令第14号 | 平成22年３月30日訓令第19号 |
|  | 平成23年５月31日訓令第10号 | 平成25年３月29日訓令第14号 |
|  | 平成26年３月28日訓令第９号 | 平成27年５月29日訓令第18号 |
|  | 平成28年３月29日訓令第16号 | 平成30年３月30日訓令第11号 |
|  | 平成31年３月26日訓令第４号 |  |

庁中一般

出先機関一般

神奈川県電子署名規程を次のように定める。

神奈川県電子署名規程

（趣旨）

**第１条**　この訓令は、別に定めるもののほか、電子署名の実施並びに署名符号等記録媒体の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

(２)　署名符号　電子署名を行うために用いる符号をいう。

(３)　署名検証符号　署名符号と対応する符号であって、電子署名が当該署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。

(４)　電子証明書　署名検証符号が知事若しくは知事に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則により独立に権限を行使することを認められたものに係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

(５)　署名符号等記録媒体　署名符号、署名検証符号及び電子証明書（以下「署名符号等」という。）を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をいう。

(６)　認証局　署名符号等記録媒体の発行その他の電子署名に係る認証に関する処理を行うため設置された地方公共団体組織認証基盤をいう。

(７)　所　神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号。次号において「組織規則」という。）第２条第３号に規定する出先機関をいう。

(８)　課　組織規則第５条、第５条の２及び第６条第２項に規定する室、課及び課に置かれた室をいう。

（電子署名）

**第３条**　電子署名は、認証局により作成された署名符号を用いて行うものとする。この場合において、当該電子署名を行う電磁的記録の施行名義にかかわらず、電子署名は、次条に規定する電子証明書で証明される署名検証符号に対応する署名符号を用いて行うものとする。

（電子証明書）

**第４条**　電子証明書には、電子署名を行う所又は課の名称を冠した神奈川県権限者の字句を記録するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、特定の用途に使用する場合は、前項の字句に続けて括弧書きで当該特定の用途を記録するものとする。

（署名符号等記録媒体の発行の申請）

**第５条**　所又は課の長は、電子署名を行う必要がある場合は、総務局組織人材部文書課長（以下「文書課長」という。）の承認を得て、認証局に署名符号等記録媒体の発行を申請するものとする。

（署名符号等記録媒体の管理者）

**第６条**　署名符号等記録媒体は、当該署名符号等記録媒体に記録する電子証明書で証明される所又は課の長（以下「管理者」という。）が管理するものとする。

２　管理者は、署名符号等記録媒体を厳重に管理し、署名符号の危たい化（盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。）を防止する措置を講じなければならない。

（管理者の代理）

**第７条**　管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、当該管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代理する。

（電子署名主任及び電子署名補助員）

**第８条**　管理者は、署名符号等記録媒体を使用できる者として電子署名主任及び電子署名補助員を置かなければならない。

２　電子署名主任及び電子署名補助員は、管理者が所属職員のうちから指定する。

３　電子署名主任及び電子署名補助員は、管理者の指揮監督を受け電子署名に関する事務に従事するものとする。

（署名符号等記録媒体管理台帳）

**第９条**　管理者は、署名符号等記録媒体管理台帳（[別記様式](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.16.0.DATA.html#JUMP_SEQ_77)）を備え、管理者等の異動の都度必要事項を記載し、整理しなければならない。

（署名符号等記録媒体の保管の方法）

**第10条**　署名符号等記録媒体は、常に堅固な容器に納め、執務時間外にあっては、錠を施しておかなければならない。

（署名符号等の失効等）

**第11条**　管理者は、署名符号が危たい化し、若しくは危たい化したおそれがある場合、電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は電子証明書の利用を中止する場合は、遅滞なくその旨を文書課長に報告するとともに、認証局に署名符号等の失効その他の必要な措置を申請し、当該措置を受けなければならない。

（署名符号等記録媒体の使用状況の調査等）

**第12条**　文書課長は、署名符号等記録媒体の保管、使用状況その他必要な事項について調査し、又は指導することができる。

２　文書課長は、前項の規定により調査し、又は指導する際必要と認めるときは、管理者にその事務についての報告を求め、又は参考書類等の提出を求めることができる。

（副課長等の専決）

**第13条**　第５条に規定する課の長（神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第４条第１項に規定する管理担当課長、副室長又は副課長が置かれている課の長に限る。以下この項において同じ。）の事務及び第11条に規定する管理者（課の長に限る。）の事務（署名符号が危たい化し、又は危たい化したおそれがある場合の事務を除く。)は管理担当課長、副室長又は副課長が、第５条に規定する所の長の事務及び第11条に規定する管理者（所の長に限る。）の事務（署名符号が危たい化し、又は危たい化したおそれがある場合の事務を除く。）は同規則第７条第１項に規定する副所長、副館長、副園長又は副校長が、それぞれ専決することができる。

２　前項の場合において、地域県政総合センターに係る同項の事務は、地域県政総合センター総務部長が専決することができる。

（実施細目）

**第14条**　この訓令の施行に関し必要な事項は、文書課長が定める。

附　則

この訓令は、平成18年３月１日から施行する。

附　則（平成18年８月29日訓令第24号）

この訓令は、平成18年９月１日から施行する。

附　則（平成19年５月29日訓令第29号）

この訓令は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日訓令第14号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日訓令第19号）

１　この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に認証局（神奈川県電子署名規程第２条第６号の認証局をいう。）により作成され、同条第５号の署名符号等記録媒体に記録されている同号に規定する署名符号等（神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第２条第３号に規定する出先機関（平成22年４月１日においてその名称を変更したものを除く。）において使用するものに限る。）については、改正後の第４条の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成23年５月31日訓令第10号）

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日訓令第14号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日訓令第９号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年５月29日訓令第18号）

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日訓令第16号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日訓令第11号）

この訓令は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附　則（平成31年３月26日訓令第４号）

この訓令は、平成31年７月１日から施行する。

[https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/download_RTF.gif](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-kenw/41893000000200000000/43193000000400000000/yousiki00059.rtf)別記様式（第９条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４横長型）

